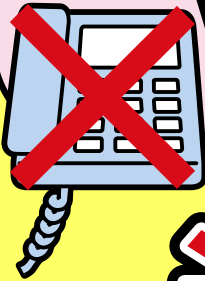


## 身に覚えのない請求のハガキが届いたら

心当たりがないなら



無視して大丈夫!

# 連絡はダメ!!!

「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」  
「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」  
等と書かれた「ハガキによる架空請求」が後を絶ちません。

連絡をすると、訴訟の取り下げ費用等と称して金銭を請求されたり、電話番号などの個人情報が知られてしまいます。

心当たりのない架空請求は無視して下さい。  
不安に感じたら

早めに札幌市消費者センター(☎728-2121)又は消費者ホットライン(☎188)へ